

施 策

へき地医療対策の充実

- ア 公立小浜病院が実施している巡回診療について、地域の要望や実状にあわせ、円滑かつ効果的に実施します。
- イ へき地診療所に対しては、関係町村の意向や要望に基づき、勤務する医師の確保をはじめ、眼科や耳鼻咽喉科等の受診の機会を提供するなど、初期診療機能の充実を図ります。

5 疾病対策の充実・向上

(1) 精神保健福祉

現状と課題

① 心の健康づくりの推進

心の健康を保持増進し、ストレス状態を早期発見・早期対応できるよう、専門医による定例相談や保健師等による随時の相談を健康福祉センターにおいて実施しています。相談件数は平成13年度1,547件で、平成10年度から300件近く増加しており、その内容は多様化しているため、今後は相談体制の充実を図る必要があります。また、市町村・地域等関係機関・団体との連携を更に強化し、心の健康づくりに取り組む体制を整備する必要があります。

② 地域環境づくりの推進

県および市町村では、精神疾患や精神障害のある人に対する理解を深めるための講演会等の普及啓発活動を実施しています。しかし、今なお障害者に対する偏見、誤解が見受けられることから、ボランティアや心の健康づくりを推進する組織の育成・支援を図りながら、障害者が住みやすい地域づくりの更なる推進を図る必要があります。

③ 精神障害者の社会復帰の推進

圏域の入院患者数はほぼ横ばいですが、通院患者数は平成10年度に比べ200名程度増加しています。また、精神障害者保健福祉手帳の取得者数は年々増加しています。今後は市町村等と連携しながら、より多くの公共施設の利用料減免など、精神障害者保健福祉手帳保有者への支援策の充実を図る必要があります。

精神障害者入院、通院患者数(人) および精神障害者保健福祉手帳交付数(件) の推移

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
入院患者数	488	499	483	500
通院患者数	1,742	1,932	1,956	1,953
精神障害者保健福祉手帳交付数	158	191	242	302

社会復帰対策としては、障害者の家族に対する支援や関係機関とのネットワーク等を活用しながら取り組んでいますが、障害者が安心して生活できる更なる支援体制づくりが必要です。社会復帰のための関連施設数および団体数は次のとおりです。

嶺南圏域の社会復帰関連施設等の状況

(平成14年度末現在)

	社会復帰施設等	二州	若狭		社会復帰施設等	二州	若狭
医療機関	精神病院	2	2	生活の場	生活調練施設	0	0
	診療所（外来）	2	1		福祉ホーム	0	1
働く場 活動の場	通所授産施設	1	1	その他の	グループホーム	1	1
	福祉工場	0	0		家族会	1	1
	社会適応訓練事業協力事業所	0	2		ボランティア団体	2	1
	病院デイケア	2	0				
	社会復帰相談指導事業	1	1				
	地域生活支援センター	1	1				

④ 市町村への支援

平成14年度から居宅生活支援事業、精神障害者保健福祉手帳・通院医療費公費負担の申請窓口業務、社会復帰に関する相談・助言などの在宅福祉サービスが市町村主体で実施されており、今後市町村への支援が重要となります。

⑤ 精神科救急医療対策

圏域での措置入院可能な「指定病院」は民間の2病院があるものの、更なる充実を図るためにも、公立病院による「指定病院」「応急入院指定病院」を確保する必要があります。また、夜間において対応できる体制の整備も必要です。

施 策

① 心の健康づくりの推進

ア ストレス等に悩む地域住民に対して、早期に適切な対応ができるよう、市町村、地域等関係機関・団体と連携し普及啓発を行うとともに、多様化した相談内容に対応するため相談業務の充実を図ります。

イ ひきこもりの相談については、県精神保健福祉センターと連携し適切な対応に努めます。

② 地域づくりの推進

精神障害のある人に対する理解を深めるため、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を促進するとともに、ボランティア団体の育成・強化に努め、障害者が住みやすい地域づくりを推進します。

③ 精神障害者の社会復帰の推進

ア 市町村等と連携を図り、利用料の減免ができる公共施設等を拡充するなど精神障害者保健福祉手帳保有者への支援策の充実に努めます。

イ 市町村、医療機関、社会復帰関連施設および福祉関係団体とのネットワークを強化するとともに、障害者ケアマネジメントを推進し、障害者の自立と社会生活の支援を行います。

ウ 市町村、ハローワーク等と連携しながら、社会適応訓練事業協力事業所の開拓および積極的な受け入れの促進に努めます。

エ 精神障害のある人の家族に対する支援の強化を図ります。

④ 市町村への支援

市町村主体の業務が円滑に推進できるよう技術的援助を行うとともに、連携および協力体制の充実を図ります。

⑤ 精神科救急医療対策

公立病院による「指定病院」と「応急入院指定病院」の確保に努めるとともに夜間・緊急時における体制の整備に努めます。

(2) 難 病

現状と課題

① 特定疾患治療研究事業

圏域における特定疾患治療研究事業の患者数は、平成14年3月末現在588名で年々増加傾向にあります。

特定疾患治療研究事業認定者数（実人数）(人)

年 度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
二 州	260	278	311	315	330
若 狹	188	206	215	237	258
嶺 南	448	484	526	552	588

② 在宅療養患者への支援

通院が困難で介助を要する在宅療養患者に対しては、専門医師や理学療法士等による在宅難病患者訪問指導（診療）事業を実施しており、それ以外にも、特定疾患患者相談事業で専門医師等による疾患、最新の治療、日常生活や介護の仕方等についての相談会を実施しています。また、重症患者やニーズの高い患者に対しては、保健師が家庭訪問指導を実施しています。

認定者の医療機関利用状況は、圏域外の医療機関が255件（41.3%）であるため地域医療機関との連携を図り、在宅療養支援体制の整備について検討する必要があります。

認定者の医療機関利用状況（件数）

平成13年度	認定件数	圏域内医療機関（%）	圏域外医療機関（%）
二 州	341	242 (71.0)	99 (29.0)
若 狹	278	122 (43.9)	156 (56.1)
嶺 南	619	364 (58.7)	255 (41.3)

③ 難病の知識の普及啓発

難病患者の多くは、症状が不安定で長期にわたるため、患者・家族は経済的・身体的・精神的に多大な負担を受けます。その負担を軽減するために、同じ病気の患者・家族が交流し、悩みや問題を共有することは有用であると考えられます。

さらに、患者・家族および周囲の人々への理解を深めていく必要があります。

施 策

① 特定疾患治療研究事業の推進

特定疾患治療研究事業をより一層円滑に活用できるように、市町村、医療機関、福祉関係機関（団体）との連携を図ります。

② 在宅療養支援体制の充実・強化

入院治療から在宅療養までの一貫した総合的な支援を行うために、専門医療機関と地域医療機関、その他保健福祉関係者および患者会との連携を強化することにより、在宅療養支援体制の充実・強化に努めます。また、難病患者が各種事業や介護保険等のサービスを円滑に活用できるように努めます。

③ 難病の知識の普及啓発

患者、家族の交流の場を提供するとともに、患者、家族や周囲の人々に対し、疾患に関する知識の普及を図り理解が深まるように努めます。

(3) 結核・感染症対策

現状と課題

① 結 核

圏域の平成13年の結核新登録患者数は34名で、横ばい傾向にあります。結核全登録患者の中で、60歳以上は69%と高齢者の罹患率が高いことから、高齢者中心の予防対策が必要です。更に、医療機関との連携により患者管理と二次感染防止に努め、住民に対し結核に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、結核検診の受診率の向上を図ることが必要です。

また、乳児BCG接種完了率は84.7%で、感染した場合の重症化を防止するために、乳児期の早い時期に確実な技術によるBCG接種の推進が必要です。

② 感 染 症

感染症発生動向調査情報を関係機関や住民に対し効果的に提供し、感染症の発生防止と蔓延防止を図ることが必要です。感染症発生時には、人権に配慮しながら迅速かつ的確に対応するとともに、医療機関等との連携を強化し、二次感染防止体制の一層の充実強化を図る必要があります。

③ 予防接種の推進

予防接種率の向上を図るために、被接種者やその保護者に対して、予防接種制度に関する正しい知識の普及啓発を図る必要があります。また、医師会等の協力を得ながら、市町村相互の連携による個別予防接種の広域化の整備が必要になっています。

④ エ イ ズ

圏域の健康福祉センターにおける平成13年度の相談件数は84件、検査数は36件であり、横ばい傾向にあります。相談・検査の実施について周知を図るとともに、若い世代を中心に正しい知識の普及啓発を行うことが必要です。

施 策

① 結 核

- ア 老人保健施設等入所者に対する結核検診の指導を徹底し予防を図ります。
- イ 医療機関と連携して、患者管理の徹底を図り再発防止に努めます。
- ウ 患者家族や接触者等の定期外検診を的確に実施し、二次感染防止に努めます。
- エ 住民へ正しい知識の普及啓発を行い、結核検診の受診率の向上を図ります。
- オ 乳児期の確実なBCG接種の推進を図ります。

② 感 染 症

- ア 感染症発生動向調査情報を、住民や関係機関に対し効果的に提供する体制を充実します。
- イ 感染症マニュアルにより発生時の速やかな対応に努めます。
- ウ 研修等により関係者の資質の向上を図るとともに、住民への正しい知識の普及啓発を行います。

③ 予防接種の推進

市町村と連携し、予防接種の効果・重要性について普及啓発を図り、個別接種の推進と住民の利便性を考慮した広域的予防接種体制の整備に努めます。

④ エ イ ズ

エイズについて身近な問題として関心を高めるよう、特に若年層を中心に正しい知識の普及啓発を家庭、学校、職場等において行い、相談、検査の実施について周知を図り、希望者が受け易い環境づくりに努めます。

6 医療従事者の確保

現状と課題

医師・歯科医師・薬剤師・看護職員

医療従事者は平成8年調査に比べ増加していますが、人口10万人対数でみると医師、歯科医師、薬剤師、看護師ならびに准看護師が県平均を下回っています。

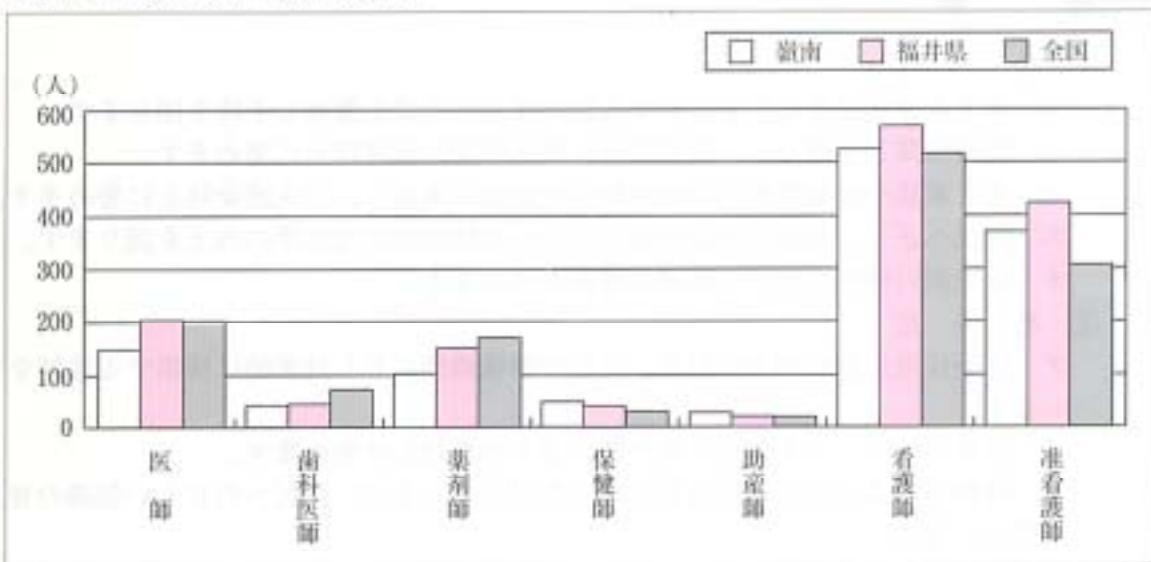
今後、医療の高度化、専門化、医薬分業の進展、保健・医療・福祉分野における看護ニーズ等に対応するため、医療従事者のさらなる確保が必要となります。

医療従事者数の状況

	実 数(人)	人口10万対			備 考
		嶺 南	福 井 県	全 国	
医 師	227	148.9	203.3	201.5	平成12年調査
歯 科 医 師	63	41.3	44.3	71.6	♦
薬 剤 師	156	102.3	151.3	171.3	♦
保 健 師	74	48.5	40.5	29.0	♦
助 産 師	42	27.5	19.9	19.3	♦
看 護 師	800	524.6	568.9	515.0	♦
准 看 護 師	563	369.2	423.8	306.4	♦

「医師・歯科医師・薬剤師調査」「看護師等業務従事者届」

医療従事者数の状況（人口10万対）



施 策

医師・歯科医師・薬剤師・看護職員

医療従事者を確保するため、潜在医療従事者情報を共有するなど関係機関と連携し、より一層の医療体制の充実に努めます。

7 安全で衛生的な生活環境等の確保

(1) 食品衛生の維持向上

現状と課題

① 新たな病原微生物による食中毒対策の強化と情報提供

近年、小型球形ウイルス（S R S V）やO157等による食中毒の発生が懸念され、特に消費者対策に重点を置き、啓発活動を実施しています。

しかしながら、まだ危機意識も充分に認識されておらず、情報提供も徹底できていない現状にあります。

② 特産品の安全確保と食品製造施設、大規模調理施設の監視指導

特産品であるふぐと牡蠣は、冬の味覚として関西・中京方面からの多くの観光客を集め地域の活性化に大きく貢献しています。

一方、ひとたび事故が発生すれば、地域全体に及ぼすダメージは大きく、それだけに業界や生産者に対する徹底した衛生指導と消費者教育が要求されます。

また、特に大量調理を行う食品営業者の施設指導については、H A C C P 手法（危害分析重要管理点方式）を取り入れた自主管理による衛生確保の推進が必要です。

施 策

- ① 新たな病原微生物による食中毒対策の強化と情報提供
小型球形ウイルスやO157等による食中毒を未然に防止するための情報収集、発信システムの構築と危機管理体制の充実強化に努めます。
- ② 特産品の安全確保と食品製造施設、大規模調理施設の監視
広域的流通が予測される、特産のふぐや牡蠣の安全を水際で確保するための情報提供と啓発事業を、生産者・販売者・消費者に対し強化します。
HACCP方式を取り入れた自主管理を推進するには、食品衛生協会との緊密な連携が必要であり、県が作成する衛生モデルプラン等により、営業者に対する知識の普及啓発に努めます。

(2) 環境衛生の維持向上

現状と課題

- ① 生活衛生関係営業の指導体制
生活衛生関係施設は、利用者の多様化する要求に伴い、施設の近代化など利用環境の改善が必要となっています。特に施設の衛生管理については、利用者の关心も高く、なお一層の向上が望まれています。
また、園域には、観光地が多く、温泉や旅館あるいは民宿の入浴施設に起因するレジオネラ症の発生防止等、衛生的で快適な利用環境の確保を図っています。
- ② 建築物における快適な生活環境の確保
近年、シックハウス症候群や化学物質過敏症、アレルギー性疾患など直接的な健康被害の訴えが増える傾向にあり、建築物における環境衛生の確保が必要となっています。
したがって、建築物における快適な生活環境の確保として、利用者が安心して利用できるよう、健康に配慮した建築物環境対策が重要になっています。

施 策

- ① 生活衛生関係営業の指導体制
地元生活衛生同業組合との連携により、講習会等を通じて自主管理点検の必要性と衛生確保の手法を啓発するとともに、環境衛生協会を通じて従業員の健康管理の実施を積極的に支援します。
公衆浴場および旅館におけるレジオネラ症の発生の防止を図るため、衛生管理要領に基づき、営業者に対する指導を実施します。
- ② 建築物における快適な生活環境の確保
建築物における快適な生活環境の確保として、シックハウス症候群、衛生害虫等に関する健康被害や予防方法等に関する相談体制の充実を図ります。

(3) 狂犬病予防と動物愛護思想の普及啓発

現状と課題

近年のペットブームにより、犬や猫をはじめとする種々の動物がペットとして飼われるようになっています。

また、ペットの役割も愛玩動物にとどまらず、家族の一員やコンパニオンアニマル（伴侶動物）として、人間社会に受け入れられています。

しかしながら、飼い主のモラルは依然として低く、ペットの遺棄・虐待や不適切な飼養による苦情が減少していません。

人や物の流通がグローバル化する中、海外から持ち込まれる動物も増え、それらによる動物由来感染症の発生や飼い主等のペットの不適切な飼養や接触で、オウム病をはじめとする動物由来感染症の発生が危惧されています。

施 策

① 動物愛護思想の普及啓発

犬の一般譲渡やワンパンクネット制度を県民に周知し、一層の充実を図ります。

また、市町村や獣医師会等関係団体との連携を強化し、動物愛護思想の普及に努めます。

② 動物由来感染症対策

動物由来感染症に関する情報を収集し、広く地域住民に提供します。

③ 犬の危害防止対策

飼い主に対し、犬の適正管理を啓発するとともに、犬に関する苦情処理について、より効果的な抑留方法で対応します。（捕獲権等の使用）

8 医療圏独自の取組み

(1) 障害児施策

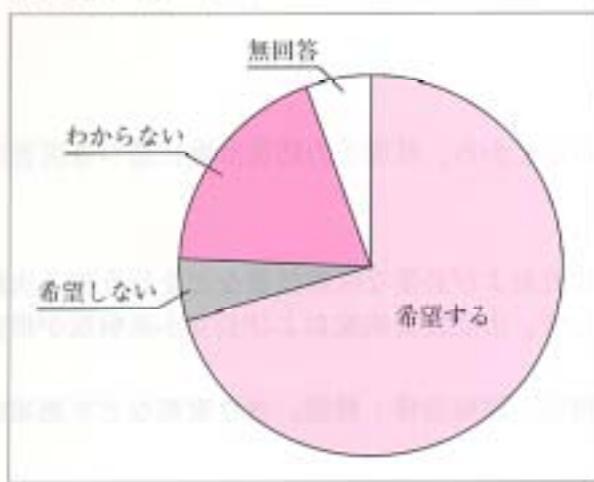
現状と課題

圏域には小児療育対象児童が約700人います。心身に障害のある児童にとっては、乳幼児期における各成長段階に応じた適切な療育指導が何より大切です。

しかしながら、圏域には常設の療育施設がないため、身近な施設で充分な療育を受けにくく、今後療育機能を強化していくことが必要です。

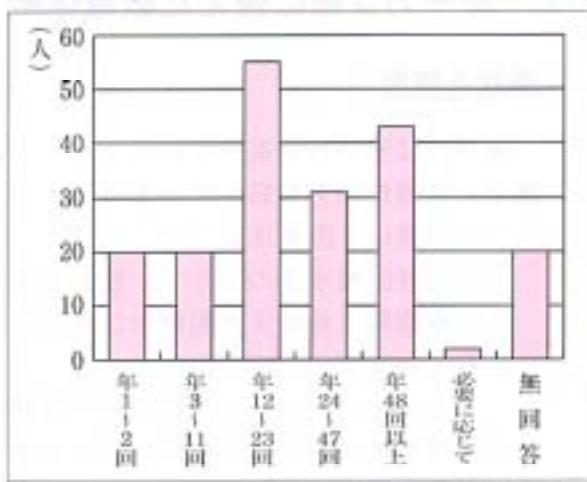
圏域在住の療育を必要とする児童の保護者に対して行った調査では、回答者の70.5%にあたる191人が療育機関の常設を希望しています。また、設置された場合の一人当たり利用希望回数は年平均28回であり、相当数の利用が見込まれます。

療育機関（常設）設置の希望状況



「平成14年6月 療育実態調査」

療育機関（常設）利用希望回数



「平成14年6月 療育実態調査」

① 専門の療育施設の整備

現在、療育を専門的に行う各関係機関との連携をとりながら、小児療育センターの移動相談、療育相談、リハビリテーション教室を行っています。しかし、利用日が限られているため、充分な療育指導を受けられず、遠方の小児療育センターや近県の療育施設を利用している方が多く、身近では満足した療育の場が提供できていないのが現状です。そのため乳幼児期における適切な療育指導を行うためには地域に療育施設を整備することが課題となっています。

② 療育相談の充実

専門の療育施設を整備するまでの当面の課題として、現在行っている小児療育センターの移動相談や各専門員による療育相談、リハビリテーション教室を数多く実施するとともに内容を充実させていく必要があります。

施 策

① 小児療育機能の拡充整備

地域の小児療育機能の拡充整備について、その内容を検討します。

整備に当たっては、嶺南各地域における距離的状況および医療体制の状況など総合的な観点から、小浜市を中心として検討します。

② 療育相談の充実

ア 開催回数の充実

これまで不定期に年4回程度開催していた小児療育センターのスタッフによる移動相談の開催回数の充実を図ります。

イ 内容の充実

療育相談・リハビリテーション教室においても小児科医、整形外科医、心理判定員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの全職種に亘るスタッフを動員し、療育相談、家庭や日常生活での訓練方法の指導に加え、簡単な訓練を実施します。

(2) 原子力災害に備えた医療体制

現状と課題

圏域には原子力発電所が15基立地していることから、県原子力防災計画に基づき災害に備えた医療体制を整備しています。

① 緊急被ばく医療体制

緊急時医療本部のもとで、放射能汚染除去および必要な医療措置などを行う第二次救急医療機関（地域災害医療センター）として、市立敦賀病院および公立小浜病院が指定されています。

また、サーベイメータ等の放射線測定機器、除染設備・機器、ヨウ素剤などを圏域内の健康福祉センターに配備しています。

② 原子力防災訓練

原子力防災訓練の中で、緊急被ばく医療措置訓練として、地域住民も参加して医師会や関係医療機関等の協力のもと、放射線測定機器、ヨウ素剤等の搬送訓練、放射線測定機器を使用したスクリーニング訓練などを実施しています。

③ 緊急被ばく医療従事者の育成

原子力災害に対処するためには、緊急被ばく医療措置関係者が放射線測定機器、除染機器、ヨウ素剤等に関する知識の習得に努め、災害時に備える必要があります。

また、災害時には、メンタルヘルス（心の健康）に関する対策が求められています。

圏域内健康福祉センターに配備されている医療資機材

平成14年10月1日現在

種 別	二州健康 福祉センター	若狭健康 福祉センター	計
GMサーベイメータ	18	18	36
電離箱式サーベイメータ	1	1	2
NaIシンチレーションサーベイメータ	18	18	36
ポケット線量計	81	81	162
ビニール製防護服、ゴム製手袋等	各 162	各 162	各 324
室内固体廃棄物容器	9	9	18
室内放射性廃液容器	9	9	18
ホールボディカウンター	1	1	2
除染テント	2	2	4

施 策

原子力災害に備えた医療体制の充実

ア 緊急被ばく医療従事者の育成を図るために、関係機関などが開催する研修会等への参加者の拡大を図るなど、関係者の資質の向上に努めます。

イ 緊急被ばく医療において、いわゆる災害弱者（障害のある人、高齢者、子供）への対策を充実し、より実践的な防災訓練の実施に努めます。

ウ 被災者の心のケア対策については、指導者の確保等を含めた、更なる体制の充実に努めます。